

国家戦略特区の進め方について

2014年1月7日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、国家戦略特区制度の目的の確認

○国家戦略特区の制度の主眼は、これまでの構造改革特区、総合特区では十分に実現できていない「岩盤規制」の改革及びそれに相当する抜本的な税制改革に総理主導で突破口を開き、経済成長を実現することである。そのための突破口が「特区」である。

（やる気のある人・企業・自治体が主体となって「岩盤規制」を突破する先行モデルを実現し、リターンを得つつ、経済成長をけん引することが期待される。）

2、国家戦略特区制度の運用及び諮問会議運営の原則

（1）情報公開の徹底

（2）スピード重視 （特区WG・区域会議との連携、専門調査会活用などにより機動的運営）

（3）特区間の競争促進 （PDCAを確立し、成果不十分な特区は指定解除）

3、当面議論すべきこと

（1）短期の課題

1）区域の指定

○3月までの区域指定に向けて、以下の要素を選考の原則とし、特区WGで選考作業を直ちにスタートすべき。

①最終的に国際化を通じた日本経済の成長につながる「波及効果」のあること。

②岩盤規制の改革をスピード感をもって遂行する「実行力」のあること。
（地域の「やる気と能力」の適切な評価が前提）

③指定範囲は、以下の2タイプのいずれか。

1）都道府県ないし都市圏を基本とする「比較的広域的な指定」

2）一定の分野では、「バーチャル特区型指定」（明示的な条件により領域を特定して特区化）

2) 区域会議の立ち上げ

○3月の区域指定を受け、4月には直ちに立ち上げるべき。

○メンバーは、大臣も交えた実質的な議論のできるよう、シンプルな構成とすべき（なお、特区担当大臣のほか、関連する省庁の大臣なども会議参加は可能）。特に民間事業者の代表格（当該特区のプロモーターとしての「顔」）が必要。

3) 次期通常国会も含めた対応（メニュー追加）

○臨時国会で措置した特例措置は、あくまで暫定的な初期メニューに過ぎず、今後、具体的な案件の実現にあたっては、多くの課題が出てくることも想定される。特区WGにおいて、これまでの自治体・民間提案の洗い直し等を行い、国家戦略特区法等における次期通常国会も含めた更なる措置に向けて、早急な調整を進めるべき。

4) 雇用ガイドラインの策定

○3月までの雇用ガイドライン策定に向けて、当面WGにおいて、早急に検討をスタートすべき。

(2) 2020年を睨んだ中期の目標設定

○東京オリンピックも視野に、2020年を睨んだ中期目標を早急に議論すべき。

○まずは、今後2年間を集中期間として、残された岩盤規制について、少なくとも特区では突破口を開くこととすべき。

○また、特区は、場所や事業内容など範囲を限定してスピーディに具体的な改革を行い、その結果を材料とし、そこから広く成果を一般に敷衍することを目指すものである。

この観点で、さらに、特区から全国展開へのプロセスおよび目標についても明確に定めるべき。

（例えば、地域ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを確立すべき。）